

筑西市スポーツ少年団規約

(名称及び事務局)

第1条 本団は、筑西市スポーツ少年団（以下「団」という。）と称し、事務所を本部長宅に置く。

(目的)

第2条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、児童・生徒に体育スポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本団は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成指導と援助
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団各種行事の企画立案と実施
- (4) 登録・認定に関する事務
- (5) その他本団目的達成に必要な事業

なお、補助金等についての細則は、筑西市スポーツ少年団補助金等交付規則による。

(組織)

第4条 本団は、小学1年生以上中学3年生までの児童・生徒及びスポーツ少年団育成母集団並びに指導者をもって組織する。

(登録)

第5条 本団の加入は、登録をもって行う。

- 2 本団に加入したスポーツ少年団は、県・日本スポーツ少年団に登録加入する。
- 3 登録は、毎年度これを更新する。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 本部長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 3名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 専門委員 | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 役員は、次のとおり選出する。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 専門委員は、競技種目代表者・各地区各代表者 | 各1名 |
| (2) 代議員は、本団に登録したスポーツ少年団代表指導者・育成母集団代表者 | 各1名 |
| (3) 本部長・副本部長・会計・監事は、専門委員の互選とする。 | |

(役員の仕事)

第8条 本部長は、本団を代表し、団務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本団の会計をつかさどる。
- 4 監事は、本団の会計を監査する。
- 5 専門委員は、本部事業の企画及び運営にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第10条 総会は、役員・競技種目代表者・スポーツ少年団指導者・育成母集団代表者各地区代表者をもって構成し、次の事項について審議決定する。

- (1) 本部長・副本部長・会計・監事の承認
 - (2) 本団の事業報告・決算・事業計画・予算の認定
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他スポーツ少年団の運営上、必要と認められる事項
- 2 総会は、本部長がこれを招集しその議長となる。
 - 3 本部の議事は、出席者の過半数以上の同意をもって決する。
ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項について審議する。

- (1) 本部長・副本部長・会計・監事の選出
 - (2) 本団の事業報告・決算・事業計画・予算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他スポーツ少年団の運営上、必要と認められる事項
- 2 役員会は、本部長がこれを招集しその議長となる。

(専門部会)

第12条 専門部会は、専門委員をもって構成し次の事項について審議する。

- (1) スポーツ少年団各種行事の企画立案と実施
 - (2) その他本団目的達成に必要な事業
- 2 専門部会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集しその議長となる。

(単位団の加盟)

第13条 本団に加盟しようとする単位団は、次に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 筑西市スポーツ少年団加盟申請書
- (2) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (3) 当年度の事業計画書及び予算書
- (4) 規約
- (5) 役員名簿

(会 計)

第14条 本団の会計は、次の収入をもってこれにあたる。

- (1) 分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 本団の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(庶 務)

第15条 本団の庶務は、筑西市教育委員会社会体育主管課において処理する。

(細 則)

第16条 本団に必要な細則は、役員会で決定する。

附 則

1. 本規則は、平成17年6月 3日より施行する。
2. 本規則は、平成18年5月18日より一部改正する。
3. 本規則は、平成21年3月29日より一部改正する。
4. 本規則は、平成27年5月14日より一部改正する。